

令和7年12月25日(木)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、株式会社千代田テクノルに対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

＜問い合わせ先＞
環境省福島地方環境事務所
経理課 課長：長尾 真人
課長補佐：坂本 久成
TEL：024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

No.	指名停止措置業者名	住 所
	株式会社千代田テクノル	東京都文京区湯島 1 丁目 7 番 12 号

2 指名停止措置期間

令和 7 年 12 月 25 日から

令和 8 年 1 月 24 日まで (1 ヶ月)

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

令和 7 年 10 月 30 日、株式会社 千代田テクノルの発表により、同社の特定の社員が、放射線測定器等の校正作業において、放射線測定器等の校正を校正部門に依頼せず、自ら校正証明書及び校正シールを偽造し校正業務の発注者に納品等をしたことにより、当事務所が発注した放射線測定を行う一部の業務において、校正が適切に行われていない放射線測定器等が受注事業者等により長期にわたって使用されたことが判明したため。

5 指名停止措置理由

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成 30 年 7 月 12 日付け環境省令第 1807124 号) 第 1 に基づく別表 2 第 14 号に該当する。

○ 「物品の製造契約、物品の購入契約及び請負契約に係る指名停止等措置要領」別表 2 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14. 別表 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約等の相手方として不適正であると認められるとき	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内